

群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の服務の宣誓に関する条例

令和2年3月25日

条例第6号

改正 令和3年8月30日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに会計年度任用職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(令3条例6・一部改正)

(権限の委任)

第3条 この条例の定めるもののほか、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名